

県民の皆様へ

10月14日に開催した第49回の対策本部会議で飲食店の利用に関する要請内容を緩和したところですが、それ以降、現時点において、飲食店に由来する感染拡大はみられない状況にあります。

県内だけでなく、全国的にも、感染状況は落ち着いており、人口当たりでは、県内に比べて他県が多い状況も見られません。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり「島根県の対応」を変更しました。

要請の期間は、10月29日から当面の間とします。

1. 飲食店等の利用について

- (1) 飲食の際の人数上限を12人以下としていたものを16人以下とします。
- (2) 加えて、一つのテーブルを6人以内で利用し、テーブル間の移動をしない場合は、16人の上限を超えても差し支えありません。
- (3) 「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底して頂くよう、引き続きお願いいたします。
- (4) 県外の方との飲食などについては、これまで控えるよう諸々のお願いをしていましたが、これをもって終了いたします。
- (5) 併せて、県外の方と飲食された方などに、2週間経過するまでは、会食の参加を控えて頂くようお願いしていましたが、このお願いについても終了とさせていただきます。

その他、「島根県の対応」で決定した要請内容について、徹底をお願いいたします。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

現在、県内では、感染は散発的ではありますが、新規感染者が発生している状況ですので、県民の皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

令和3年10月28日

島根県知事 丸山達也